

## 提案書作成要領

横浜市広告付案内サイン・公衆無線 LAN 整備事業（以下「本事業」という。）における提案書作成要領は、次のとおりです。

なお、提案書作成要領に記載のある「本工作物」は、事業説明資料の本文に記載のある「本工作物」と同じものとします。

### 1 件名

横浜市広告付案内サイン・公衆無線 LAN 整備事業

### 2 事業内容

別紙事業説明資料のとおり

### 3 提案参加に関する条件等

#### (1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、案内サイン、公衆無線 LAN を整備及び管理運営でき、広告事業を行うことのできる個人及び法人（以下「法人等」とする。）であること。
- イ 複数の法人等で構成する場合は、構成員のうち、代表構成員を定め、提案を行い、公衆無線 LAN を整備及び管理運営する構成員は、1 法人等とすること。  
ただし、共同事業体の組成を必須とはしない。
- ウ 複数の法人等で構成する場合は、様式 2 に記載した構成員により、5 年以上事業を継続すること。ただし、本事業の収支の悪化等、やむを得ない理由があるときは、本市と協議のうえ、変更することができる。
- エ 応募者と応募者の子会社（会社法第 2 条第 1 項第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。）または親会社（会社法第 2 条第 1 項第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。）は、他の構成員になることはできない。

#### (2) 応募者の提案資格項目

応募者は、本市が作成する平成 29・30 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）（以下「名簿」という。）に登録されている者であり、かつ、以下の項目を満たすこと。

ただし、現在、法人等が名簿に登載されていない場合は、提案書提出時までに登載が完了していること。

※名簿への登載を行う場合は、以下の URL を参考としてください。

（ヨコハマ・入札のとびら URL: <http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp>）

複数の法人等で構成する場合は、以下の項目のうち、アからキ及びサについて  
は、応募者の全法人等が項目を満たすこととし、クからコについては、応募者で  
1 つ以上の法人等が項目を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- イ 成年被後見人、被保佐人補助人及び未成年でない者であること。
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた  
者及びその開始決定がされている者でないこと。

- エ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと本市が認めたものを除く。）でないこと。
- カ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）でないとすること。
- キ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がない者であること。
- ク 公衆無線 LAN を整備する法人等は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条に規定する総務大臣の登録を受けた電気通信事業者であり、提供する電気通信役務として「公衆無線 LAN アクセスサービス」の登録を受けていること。
- ケ 公衆無線 LAN を整備する法人等は、名簿において、種目が「316 コンピュータ業務」の細目が「A システムの開発・保守・運用」に登録されていること。  
ただし、現在、法人等が名簿に登載されていない場合は、提案書提出時までに登載が完了していること。
- コ 広告物を掲示する法人等は、名簿において、種目が「323 広告」に登録されていること。  
ただし、現在、法人等が名簿に登載されていない場合は、提案書提出時までに登載が完了していること。
- サ 提案書提出期日から実施候補者の特定の日までの期間において、横浜市指名停止等措置要綱の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

### （3）資格審査

提案書提出時に、3(1)、(2)の項目を満たす応募者であるか審査を実施する。

#### 4 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、次のとおりとする。

事 項	時 期
① 提案書作成要領等の公表	平成 29 年 7 月 27 日 (木)
② 質問書受付期間	平成 29 年 8 月 10 日 (木) から 8 月 31 日 (木)
③ 質問書回答日	平成 29 年 9 月 15 日 (金)
④ 応募申込書及び 提案書提出締切	平成 29 年 10 月 27 日 (金)
⑤ ヒアリング	平成 29 年 11 月頃
⑥ 優先実施候補者及び 次点実施候補者の特定	平成 29 年 11 月頃
⑦ 協定の締結	優先実施候補者特定通知到達後すみやかに締結する。(平成 29 年度内)
⑧ 各種法令手続き	平成 29 年度、平成 30 年度
⑨ 整備着手	平成 30 年度
⑩ 運営開始	ラグビーワールドカップ 2019™ の開催までに、整備対象エリアでの利用を順次開始

#### 5 質問書（様式 1）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書を提出して下さい。

質問内容及び回答については、Web ページに掲載する。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要である。

##### (1) 提出期間

平成 29 年 8 月 10 日 (木) 8 時 45 分から平成 29 年 8 月 31 日 (木) 17 時まで  
(必着)

##### (2) 提出先

横浜市都市整備局企画部企画課 担当 佐藤、國行  
〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地  
電話 045-671-2024  
FAX 045-664-4539  
E-mail tb-kikaku@city.yokohama.jp

##### (3) 提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール  
(ただし、持参以外は着信確認を行ってください。)

##### (4) 回答日及び回答方法

平成 29 年 9 月 15 日 (金) までに以下の Web ページに掲載する。  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/kikaku/signwifi/>

## 6 応募申込書（様式2）の提出

本事業に応募する際は、応募申込書に代表法人等などを記入のうえ、次により提出してください。

### (1) 応募申込書の提出

ア 提出部数：1部

イ 提出先

横浜市都市整備局企画部企画課 担当 佐藤、國行

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

電話 045-671-2024

ウ 提出期限：平成29年10月27日（金）17時まで

エ 提出方法：持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

### (2) その他

提出された書類は、返却しない。

## 7 企画提案書の作成

### (1) 提案書に記載する内容

提案書作成にあたり、指定の様式があるものを除き、様式は定めないものとする。

ア 事業の実施体制

事業の実施体制は、計画、調整、整備、運営、広告事業等について、具体的にどのような実施体制で行うのか、お示しください。

イ 事業全体の考え方

提案内容について、基本的な考え方をお示しください。

ウ 広告事業

広告事業における過去の実績と、長期にわたって安定的に本事業を行っていくための方策について、お示しください。

エ 案内サイン

（ア）整備基數等

既存案内サインの再整備及び新規案内サインの整備箇所、設置方法を明確にしてお示しください。

（イ）規模及びデザイン

案内サインを含む本工作物の規模及びデザインについて、そのコンセプトを示したうえで、規模がわかるように全体のデザインをイメージスケッチ等でお示しください。

（ウ）仕様

案内サインを含む本工作物の素材や照明設備等の仕様をお示しください。

（エ）広告物の内容

広告物の内容について、道路通行上の安全面や都市景観に対する配慮の観点から、その方策をお示しください。

(オ) デジタル機器

デジタル機器を用いる場合、仕様等についてお示しください。

(カ) 管理運営

管理運営について、その方法や頻度等の計画的な考え方をお示しください。

オ 公衆無線 LAN

(ア) 整備基数

公衆無線 LAN の整備可能な基数を明確にお示しください。

なお、事業説明資料等に記載した以外の整備条件により公衆無線 LAN の整備可能な基数が異なる場合は、その詳細をお示しください。

(イ) 性能

a 有効伝送距離

有効伝送距離がわかるイメージ図を地図等を用いてご提示ください。

イメージ図は、整備対象エリア全体を A3 版 1 枚で図示したものと、駅前を中心とし 1 箇所につき A3 版 1 枚、計 10 箇所程度図示したものをご提示ください。

b 利用者が、ストレスなくインターネット等を利用するための方法をお示しください。

c 対象とする言語について、お示しください。

(ウ) 利用方法

認証画面、認証方式、認証時の画面遷移イメージ、2 回目以降の接続方法についてお示しください。

(エ) 接続先

公衆無線 LAN のシステム認証後に表示される画面について、お示しください。

(オ) システム変更

通信環境の時代の変化に合わせたシステムの更新等への対応を具体的にお示しください。

(カ) 管理運営

管理運営について、その方法や頻度等の計画的な考え方をお示しください。

カ 実施工程

本事業に含まれる各工程を一覧できるように、具体的にお示しください。

キ 独自提案

来街者の滞在環境等の向上に貢献できるような事業者の独自の提案があれば、お示しください。

ク 男女共同参画及び市内中小企業の受注機会の増大に関する取組  
　男女共同参画及び市内中小企業の受注機会の増大に関する取組について、具体的な取り組みをお示しください。

(2) 提案書の記載方法

- ア 提案は基本的な考え方を文章、写真、図によって表現してください。
- イ 文字は注記等を除き原則として11ポイント以上の大きさとし、記載内容のうち、所定の様式を設けているものについては、その範囲内に収まるように記述してください。
- ウ 提案書は、「ア 事業の実施体制」より順に作成してください。

8 提案書の提出

(1) 提案書の提出

- ア 提出部数：1部原本、20部写し
- イ 提出先：6(1)と同じ
- ウ 提出期限：平成29年10月27日（金）17時まで
- エ 提出方法：持参又は郵送  
(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。)

(2) その他

- ア 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- イ 提案書の提出は、1応募者につき1案のみとする。
- ウ 提案者の都合による提案内容の変更は認められない。
- エ 提出された書類は、返却しない。
- オ 応募申込書と同時に提出していただきて構わない。
- カ 「提案書の開示に係る意向申出書（様式3）」も、提案書と合わせて提出してください。

9 評価基準

提案書評価基準のとおり

10 プロポーザルに関するヒアリング

提案内容に関し、平成29年11月頃、評価委員会に対する説明を行う。  
日時及び出席者、実施場所等の詳細については、提案者宛に別途通知する。

11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び実施候補者の特定等に関する審議は、次に示す委員会で行う。

(1) 都市整備局第一入札参加資格審査・業者選定委員会

ア 所掌事務

- (ア) 評価委員会の設置及び評価委員の選定
- (イ) 実施要領の作成
- (ウ) 評価の視点、評価項目及びそのウェイト、評価基準、ヒアリングの有無その他の採点が同点の場合の取扱等実施候補者の特定に必要な事項の設定
- (エ) 公募型プロポーザル方式による場合における提案資格の決定
- (オ) 評価委員会による評価結果の審査

(カ) 実施候補者の特定に関する事項

(キ) その他必要と認める事項

イ 委員

都市整備局長（委員長）

都市整備局 副局長

都市整備局 企画部長

都市整備局 都市交通部長

都市整備局 都心再生部長

都市整備局 地域まちづくり部長

都市整備局 防災まちづくり推進室長

都市整備局 市街地整備部長

都市整備局 総務課長

財政局 契約第二課長

(2) プロポーザル評価委員会

ア 所掌事務

(ア) 提案書の評価

(イ) 評価の視点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

(ウ) 評価の集計及び報告

(エ) ヒアリング

イ 委員

都市整備局 副局長（委員長）

政策局 政策課担当課長

総務局 行政・情報マネジメント課セキュリティ担当課長

市民局 ラグビーW杯・オリンピック・パラリンピック推進課担当課長

文化観光局 観光振興課長

道路局 企画課長

港湾局 賑わい振興課担当課長

都市整備局 総務課長（副委員長）

都市整備局 企画課長

都市整備局 都市デザイン室長

都市整備局 都心再生課長

都市整備局 景観調整課長

12 特定・非特定の通知

提案者のうち、実施候補者に特定された者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(1) 通知日

平成 29 年 11 月頃

日時等詳細については、提案者宛に別途お知らせします。

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めるすることができます。なお、この書面の提出期限は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の 17 時までとします。

本市はその書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説

明を求める者に対し書面により回答します。

### 13 提出された書類の取扱い

本市は、提出された書類について、以下のとおり取り扱います。

- (1) 提出された書類は、実施候補者の特定以外に提案者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出された書類については、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、実施候補者の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することができます。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

### 14 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルは、優先実施候補者及び次点実施候補者の特定を目的に実施するものであり、協定締結後の事業においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (2) 実施候補者とは、後日、提出された書類に基づき、協定締結を行います。

### 15 無効となる提案

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して評価委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

### 16 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語：日本語
- (3) 協定締結の要否：要する。

### 17 別添資料

- (1) 別紙1：横浜市広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業に関する広告物の審査基準（案）
- (2) 様式1：質問書
- (3) 様式2：応募申込書
- (4) 様式3：提案書の開示に係る意向申出書

横浜市広告付案内サイン・公衆無線 LAN 整備事業に関する  
広告物の審査基準（案）

**<基本的な考え方>**

- 公共空間に掲出されることを踏まえた、都市景観を向上させるものであること
- 地域柄を踏まえた、横浜らしいものであること
- 事業の先進性を踏まえた、斬新で新鮮なアイディアを持っていること

**<掲出禁止とするもの>**

**□人権侵害、差別、名誉毀損にあたるもの**

- ・人の人格、人体、思想等を侵害するもの
- ・人を人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するもの
- ・人または法人等の名誉を 毁損するもの

**□青少年の健全育成に反するもの**

- ・暴力、わいせつ性を連想・想起させるもの
- ・ギャンブル等を肯定するもの
- ・青少年の人体・精神・教育に有害なもの

**□消費者保護の観点からふさわしくないもの**

- ・虚偽の内容を表示するもの
- ・法令で認められていない業種・商品・商法、国家資格に基づかない者が行う療法等
- ・誇大・比較広告等、広告手法上議論のあるもの
- ・責任の所在が明確でないもの

**□その他、特例許可対象として望ましくないもの**

- ・卑猥な内容・デザインのもの
- ・性を意識させる、また身体の一部を強調したデザインのもの
- ・風俗営業（風営法第2条）、風俗関連営業に関するもの
- ・布教、政治的意見発表や論争を目的とするもの
- ・世論が大きく分かれている（社会的に非難を受けている）業種、商品
- ・名刺広告に類似するもの
- ・その他社会風紀を乱す恐れのあるもの

**□ 業種・商品による制限**

- ・たばこ（喫煙を推奨するもの）、消費者金融、パチンコ
- ・その他、業種ごとに表示内容等が適正であること
- ・雑誌・週刊誌、映画・興業等は品位ある表現やプライバシーに配慮すること

**□デザインに関するこ**

- ・景観と違和感のないようなデザインであること
- ・美観を損ねるようなデザインでないこと
- ・車道反対側からの遠景に関しても、景観に配慮したものであること
- ・運転者の視覚への配慮など道路通行上の安全に留意したものであること

(様式 1 )

平成 29 年 月 日

横浜市長

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

質問書

事業名：横浜市広告付案内サイン・公衆無線 LAN 整備事業

質問事項

(連絡担当者)

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

(回答送付先)

担当部署

担当者名

電話

FAX

E-mail

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。

(様式2)  
応募申込書

代表構成員	法人等名	
	所在地	
	代表者（名・役職）	印

複数の事業者で構成する場合は、以下の欄を記入すること。

構成員	法人等名	
	所在地	
	代表者（名・役職）	印
構成員	法人等名	
	所在地	
	代表者（名・役職）	印
構成員	法人等名	
	所在地	
	代表者（名・役職）	印

(様式 3 )

横浜市長

平成 29 年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名                  印

### 提案書の開示に係る意向申出書

プロポーザル方式の実施に係る提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて次のとおり意向を申し出ます。

件名：横浜市広告付案内サイン・公衆無線 LAN 整備事業

1. 提案書の開示を承諾します。

上記の件について、

2. 提案書の非開示を希望します。

理由：

※本申出書は提案書の内容を非開示とすることを確約するものではありません。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、公開が妥当と判断される部分については開示する場合があります。

連絡担当者  
所属  
氏名  
電話番号  
FAX  
E-mail